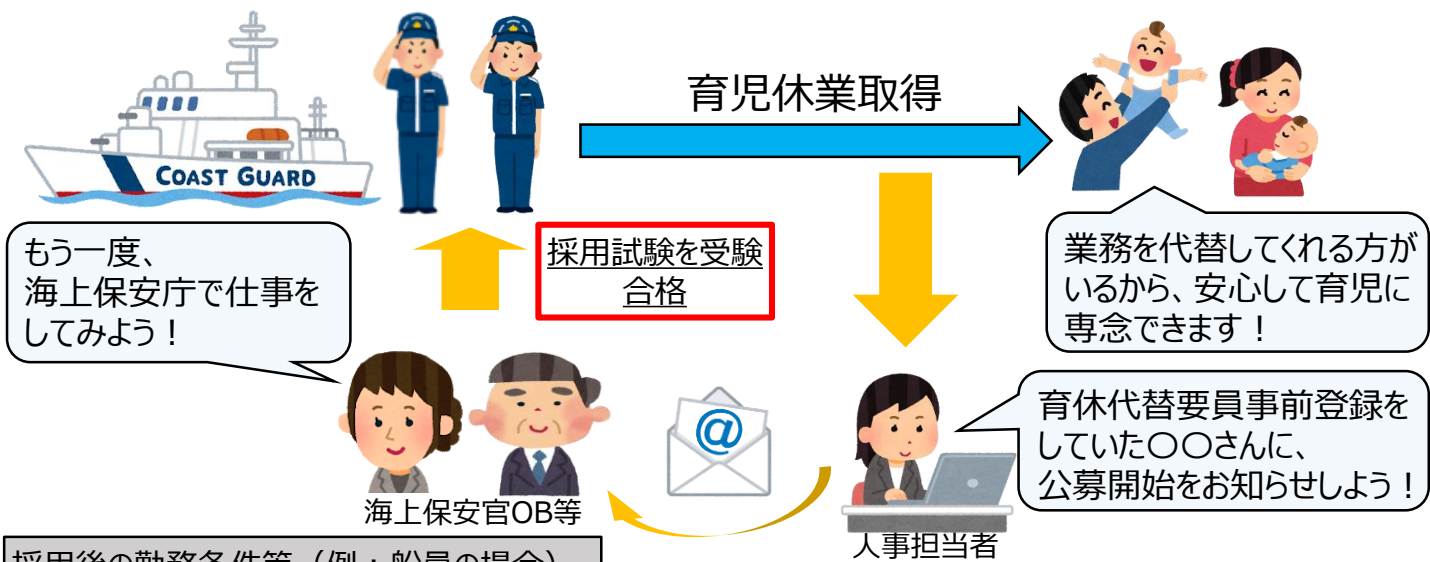


育休代替要員事前登録制度とは、

当庁職員が育児休業を取得した際、当該職員の業務を代替することを目的として、育児休業の期間だけ、任期を定め職員を採用することを「職員の育児休業に伴う任期付職員の採用」といいます。

採用は、公募により試験を実施するものですが、本制度は、育休代替要員として事前登録をしている方に対しては、メール等により公募情報を漏れなく人事担当者から連絡する仕組みです。



採用後の勤務条件等 (例：船員の場合)

- 勤務形態：1週間あたり40時間の交替制勤務 (52週間を超えない期間につき4週8休)
- 任期：育児休業者の休業期間による(1年～3年)
- 休暇等：年次休暇 (年20日 (採用の年は、採用日より日数が異なる。))。残日数は20日を限度として翌年に繰越し)のほか、病気休暇、特別休暇 (夏季・忌引等) 及び介護休暇等あり。
- 基本給：公安職俸給表 (二) が適用され、採用前の経験等を考慮して決定。調整数あり。
- 住居手当：家賃に応じて支給 (月額最高28,000円)
- 期末勤勉手当：基本給の4.60月 (年2回に分けて支給 (採用の年は、採用日より支給率が異なる。))
- その他、扶養手当、超過勤務手当、退職金 (1年以上勤務の場合)あり

選考方法

身体検査、作文試験、人物試験の3つの試験を実施

登録資格

海上保安大学校又は海上保安学校 (門司分校含む) を卒業している者

対象職種

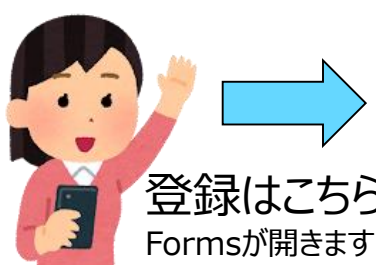
船員、航空員、教官、管制官のみ

育休代替任期付職員として巡視船等で勤務するには、公募による採用試験に合格する必要があります。採用試験の情報を漏れなく入手するためには、

育休代替要員事前登録

をよろしくお願いいたします。(登録の有効期間は2年間)

問合せ先：海上保安庁総務部人事課
(TEL:03-3591-6361 内線:2540)



登録はこちら
Formsが開きます。

